

議会運営委員会会議録

平成14年8月23日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正 ○里川宜志子 山本 直子
浅井 正八 木田 守彦 小野議長
欠席委員 中川 靖広

2. 理事者主席者

総務部長 植村 哲男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前9時00分）
中川委員欠席
署名委員 浅井委員、木田委員

議長 あいさつ

委員長 まず始めに、9月議会の取り扱いについて、理事者側から提出議案の予定議案がほぼ固まっているようでありますので、その内容説明を受けることにいたします。

総務部長 （9月議会提出予定議案の説明）

委員長 ただ今の提出予定議案の概要説明ですが、特に質問、ご意見ございますか。

山本委員 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例ということで、平成15年から施行になるという説明ですが、具体的にはどうなっていますか。

総務部長 5、6、7の階層の中で100円ずつ上がります。
第5階層の1で、3歳時の場合現在26,700円でございますが、26,800円と100円の値上げ、それと2の階層ですが、3歳児の場合現在30,500円でございますが、30,600円、4歳児以上の場合現在25,200円ですが、25,300円、それと7階層についても、3歳児4歳児で1人100円ということで、値上げさせていただきます。

委員長 それではこれらの事案が行政側として9月議会に提出されるということを確認しておきたいと思います。
次に議案についての取り扱いですが、決めていきたいと思います。

(別紙資料参照)

特別委員会の関係については、6名ということで委員構成の確認を得ておりますから、委員ですが、建水から中川さんと浅井さん、厚生から里川さんと西谷さん、総務から山本さんと松田です。このように6名が各常任委員会から選出をしていただいています。

それから、議会の発議の関係が出てきておりますが、これは前回から確認をしてきている通りであります。議会の会議規則の改正と行政視察等に関する要綱の改正とご審議をいただき、基本的には良からうということになっているのですが、さらに先日市町村が合併調査研究特別委員会が開かれまして、最終的に行政視察の派遣についてどうしようかということで議論がございました。その際に委員会で行なうべきか、あるいは全員で参加していくという立場で検討すべきなのかということについて色々議論を伺いました。最終的に全員で視察を行なうということに決定致しました。

そして委員会で単独なのか全員なのか、今日までの全員協議会等の議論の経緯なども合わせて考えてみて、この合併問題は極めて今後の斑鳩町全体に大変な問題でありますから、全員で参加して勉強し検討していくことが必要ではないかということで、全員が参加をする。ということに確認をされました。

それでは全員参加をすることになるならば、手続きの関係はどうなのかということですが、このことについて要綱からはどうなのかということになりまして、要綱の面でいろいろ議論があつて、このことについては、確か議会では全員協議会その他の関係で議論した経緯はあるけれども、この要綱の改正について、全員が参加するという関係についての取り扱いについては、本会議では議決をしていないのではないかとことがあつて、果たしてこのことについてはどうなのか、根拠をどこに求めるのかというなどの議論がありまして、確かにそういう議論したという記憶はあるけれども、本会議での議決の記憶はないという関係などの調査をしてもらう。こういうことになりました。そして結果的に確かに本会議での議決はしていなかったとい

うことはほぼ理解ができていますけれども、すでにこれは一人歩きしているということで、平成13年9月の27日付で公布されてしまっている。ということでもありますから、議会の正規の手続きではあるのかどうかは別として、一応その手続きについては公布されているということでありまして、これはお手元に配布されているのだらうと思いますが、この内容で公布されているわけです。ですから8条で、先進地視察は委員会単位で行うことを原則。これは前文でした。但し書きが付け加えられているわけです。ただし議会が必要あると認め、議会が議決した場合は議会全体で実施することができる。2の先進地視察は2泊3日を限度とする。元は3泊4日が限度だったと思います。そのように変わっています。第10条の1項に議会全体で視察を実施使用とするときは、議会運営委員会が計画書を作成して、議会の議決を得なければならない。となっています。ところが所管の委員会でないのに議会運営委員会が扱うことになって、変な扱いになっていると思うのですが、一応こういうことに決まっております。ここまでの関係は全員協議会ではだいたいほぼよかろうということになったようでして、それがそのままこの公布になってしまっているという経緯がございまして、議員全体が議会要覧をお持ちだと思いますが、その中には入っていないのです。差し替えというときに配ってもらって私も差し替えしたつもりなのですが、先例とかその他の関係は変わっているのです。委員会の関係なども、ところがここの関係については変わっていないということから、議員の関係では手元で改正されたという確認した状況にはなっていない。その後手違いが生じてきている。このことについてどう扱うか、ということがあります。この辺をどのように整理していくかということについて、みなさんのご意見を聞かせていただきたいと思います。

昨日の合併の特別委員会では、視察するということを決めている。そして全員でいくということを決めている。行き先については正副委員長で検討するということになっておりますけれども、このことの企画立案の関係というのは、議運が行わなければならない。その辺につ

いてみなさんのご了承を得ることができるかということと、この手続きの問題についていったいどうなのかということについて、まずきちんと整理をしておかないといけませんので、経過のご報告を申し上げました。

議 長

この要綱を改正したときは、みなさんよくご存じだと思うのですが、議会運営委員会でいろいろ審議していただきまして、9月27日の全員協議会です承を得たということで、当時の事務局とも話をする中で、理事者側の要綱改正については議会の議決を必要としないということもありますし、議会の方も同じ要綱についても議会の議決を得たという経緯もありまして、その中で事務局と相談した結果、要らないだろうということでこのようなことをさせていただきました。その後みなさんお持ちの要綱の改正を早速しておくべきだったと思うのですが、その点差し替えが遺漏していたということで、お詫びいたします。それと10条の第2項の議会運営委員会の計画書の作成ということになっていった経緯の中で、はっきりとした議論はなかったのですが、議会全体でいくということになれば、どこかの委員会から計画書を出してもらおうという形になるのだから、議会運営委員会が一番いいのではないかなと、その当時の議会運営委員会でもそういう了承があったと記憶しています。それらのことを踏まえて、もう一度本会議に議決をもらっておけという手続きをしていかなければならないと思いますが、今お持ちのこの要綱ができている時点は平成5年7月5日というような本会議が開いていない時に、要綱の改正の決定をしていますので、その次の月5月9日という要綱改正の臨時議会の日なので、議事録などを精査したところ、上程されていないということで、今後このような要綱も必ず議決していくというように斑鳩町が位置付けしてもらったのなら、これからそのようにしていただきたいと思う。

里川委員

もうすでにこういうふうに改正されている文書があるということなので、私は今回は手続き上の問題については以前の経過も含めて、仕

方がないと思ったりするのですが、でも議会として今後は改めるためにはどういう手続きを踏むのかという統一した形をとっていただきたいと思いました。

それと、全員での視察が可能になったというこの認識は、先ほど委員長からはどうしたかといったことだったのですが、私としては認識はすでに全員協議会の中で話をした時点で、全員でいけるようになったという認識はもっていました。けれども議会運営委員会が計画書をこ作成しということの認識はありませんでした。これが率直な私の感想です。

それと、行政視察については市町村合併特別委員会の方で委員のみなさんも議員全員に学習していただきたいということであれば、私の方はそれに対して異論を唱えるつもりはありませんので、全員ということになってもそれに従いたいと思っております。

委員長

基本は規則なり要綱ということについては、本会議の議決を必要としないということでもいいのかということが基本なのです。そのところが曖昧であるために、この前出していただかなかったり、今回出したりで、このことについてはなぜ要綱ができたかという趣旨から言うと、大名旅行的なことをやってどうとかと、北海道視察からを経緯にしての反省なんですよね。だからそういうことから、議会がこういうことをきちっとして不当な支出があるような印象を受けるようなことをやめようということにして、これを徐々に戻してきたのですね。しかもそれを決める関係の根拠はどこに求めるかということになって、根拠がなしにいろんなことをしていることであるから、きちっとしようということできたと思うのです。だからそういう趣旨からいくとこういう関係で、範囲を拡大するということは予算的に必要になってくるわけですから、そのことについて自由に本会議の正規の議決を得ずして行うということは本当に正しいのかということになってくると、私は行政側に今まで言ってきたのですが、条例は形式的なものばかり決めてしまって、本質的なものについては皆規則や要綱で決めてしま

っている、というようなことで議論をしたこともありますし、特に問題視したのは幼稚園の料金改定の問題を巡ってです。これは条例では決めていません。規則の関係で決めていて、規則を勝手に直してやっ
ていくということになって、…そういうことを申し上げた経緯がある
のです。そういうことから言いますと、議論があったかどうか知りま
せんが、私はそのことが正しいという位置づけはできないと思います。
それから認識の問題は、要綱の関係その他の関係は別にして、全員で
行ったらどうかという関係、特にこれから取り扱おうとする関係につ
いては、その議論になっているのは2つあったと思うのです。1つは
介護保険などを中心とする福祉会館の関係について重大な問題である
から、みんなで行けるようにしたらどうかとか、あるいは駅の問題で
すね、それはどこからそういうようなことが出てくるかと言ったら、
委員会の貧弱さにあったと個人的にはそう思っている。委員会主義は
5人6人でぐらいで本当の審議ができないと、みんな関心を持っている
ものについては視察に・・等々があって、そういうことになってしま
った。そういう面が住民からみたらどうなってくるのかなど、便宜的
にまた元に戻って、だんだんと拡大する方向にあると、いろんな要
素があるように思う。そういうことなどを考えてみて、視察をしたい
というけれど、その根拠をどこに求めるという議論ではなかったと思
う。お互いに必要な時には必要な関係で決めてやっていったらいいや
ないかということはそれぞれあったと思う。

そういうことになってくると規則とか要綱というのはほん会議で必
要はないんだと、あるいは必要と違うかという意見になってくる。今
回の場合、必要でないんだということを強調してこのことを合理化し
ようとするということについていかなものかという関係が出てくると思
う。ところがそう言ってみても、たとえばこれが公布されてみたとし
ても、このことを内容に含んだものとして、今回の関係を規則と要綱
の改正ということになりますと、この内容も手を着けなくては行けま
せん。ということは視察実施に関する原則ということは、派遣という
ことが抜けているわけです。それは今までやっている関係とそのこと

を抜いてしまっては行けませんので、全部そういうことに表現を変えなくては行けません。だから視察実施の原則の関係のところ派遣という関係を入れなくては行けないと思います。だから最終的にはそういうことにしておいて、今度の視察派遣の関係、統一的に8条、10条を含めたものとして提起をするということにする。念のために8条と10条についてはこういう経緯でありましたということで、確認をしておきたいと言う以外にないのかなと思うのですが、どうなんでしょう、処理の方法として。そうすれば、そのときはどうだったかと言って瑕疵があったとかどうであったとか言うこともいらないと思うのですが、事務局長も替わってといることだし。そういう取り扱いをすれば、今まで確認をいただいているいわゆる調査・派遣の関係も視察派遣という関係に直して整理をし直すということで、手続きを取るということが必要だと思いますがどうでしょうか。

そして、今回はこういうことで行かないと仕方がないと思うのですが、10条の議会運営委員会で計画書作成云々というのはいかがなものかと思うのです。議会が提起する委員会が作成して、議会運営委員会で全員で行うということの確認をして、それを本会議で云々と、今までだったら委員会だけで議会の手続きを取るということで済んでいるわけですが、全員で行くということに問題があるとするなら、慎重にということを強調したいのなら、所管の委員会で決めるけれども、それを議会運営委員会に計画書を提出して、議会の了承を得て出すという関係のものに変えるとかという工夫をしたら、もう少し格好としては慎重に議会が配慮しているのだなという関係にも与えることになるのではないかと思いますので、10条の関係についてはそういうような関係で変えていくことが適切ではないのかなと。

やったらいいと合併調査研究特別委員会は言っているけれど、自分は全然そのところは問題がなくて、実際の責任はどこにあるのかというと、計画書を提出したところになると思うのです。だからそういう扱いの改正内容についてはいかがなものかという感じはしているのです。この関係について小野議長の発案だと思いますので、この文書

もそうだろうと思いますので、その時点とは認識が違うと思いますけれど、その辺を聞いておきたい。

議長 先ほど説明させていただきました、そのときの議会運営委員会の苦肉の策と言いますか、その文書自体が委員会単位で行くと、それを議会全体でも行けるようにしようという感じで胆略的にそして議会全体なら議会運営委員会で、計画を出してもらいたいと、諮問機関にもなりますことですし、しかしそれは浅はかな考え方だったと今反省しております。委員長がおっしゃっていただくように、この10条2項についてはこの委員会できちとしたものにまとめていただいて、それで今言われているように9月議会で要綱も上程していただけますので、そこへ一緒に変えていただければ、いろんな考え方の例ができていくのではないかと思います。

里川委員 先ほども私はこの10条の2項については認識は全くないと申し上げましたが、先ほど私も言いましたように、市町村合併特別委員会の方で全員で勉強すべきだというご意見を受けて、私個人的にはあまりたくさんで・・

委員長 僕は視察そのものを時期尚早と言っている。

里川委員 私自身も全体で行くということについては、消極的な立場なものですから、でも委員会の意向としてそういうことであれば、あえて異論を申し上げるつもりはありませんが、ただ計画については委員長が言われたような順序を得て、所管の委員会の方できちとした計画書を作成していただいたものをもって、議会運営委員会で議論をさせていただいてというような形になる方がいいのではないかなと思っています。

委員長 議論を整理してみましようか。

一番基本になるのは規則・要綱は本会議の議決を必要とするのかしないのかということについて、必要とするのならすると、そのことについてきちっとしておかないと今後いろいろ問題が出ますから、そのことについて意思統一をして、これは議運で言ったとかでなく、全員協議会できちっと意思統一をして、議会の意思としてきちっと要綱も入れるという関係の手続きを取らないと行けないと思う。でないとそのときそのときで勝手都合のいい解釈をしていると言われても言いようがないわけですから、そういう手続きの必要があるのではないかと思います。

それから計画書の関係は、自らの委員会が委員会として提起をするという関係、そして全体のものとして参加するために議運でという関係の手続きをするということ。今回は適切でないのかなと時間的に思うのですが、どうなんでしょうか。

木田委員 これは議会の方で要綱とか議決を取っていただきたいということですね。

委員長 議運では議決の必要がないのではないかという意見があったということの説明されていましたが、確かに行政側の例がそうであるから、行政側からの出向の事務局はなにも思わない、という関係があると思う。本質的なものを見ようと思ったら、細則で決めているようなところを見なくてはわかりませんね。だから僕はきちっとできるだけ透明性を図りながら云々ということにしているのですから、表向いてはいいように言っているけれど、裏向いてはいろいろ別途にあるということを考えているというふうな規則を作っていると思われたりするのが心外ですから、そのことのないように、議会の規則とか要綱という関係は改正については本会議の議決を求めるのを建前にするということにしたらどうでしょうか。たとえば今要綱が問題になっているけれど、規則の関係でも1つあるのです。というのは定例会の開会に関する規則、これは規則で決まっている。あと必要な内部の関係は実務の関係

などそれなりにその都度の関係で慣例なりを踏襲する方法を決めていますから。

だから規則要綱については本会議議決を必要とするのなら、きちっとしておいた方がいいと思う。手続きとしてはどんなことが必要となるのかな。

今度の議会規則の関係と要綱を提案しますね。その時の末尾に今後の規則要綱の取り扱いとして、本会議で議決することをこの際確認しておきたいと、あるいは確認を求めたいという関係のことを言って、その確認については記録に残りますし、文書も残りますね、そういうことをあえて求めるかどうかです。僕はそうでもしないと、あこで言ったここで言ったとなってしまう。だから、要綱の最後に合わせて書いておく。規則要綱の関係については、今後の取り扱いについては本会議の議決を求めることに確認されたと、そういうことが言えますね。そうしておけばどうこうないわけです。

提案して決めてもらって、そして今後そういうことのないようにするために、今後議会が提出する規則要綱については本会議で議決をしてきちっと整理するという関係の意味のことをしておいたらどうだろうか、決議として。だから要綱に付して議決するというのでいいと思う。

規則とか要綱は本会議できちっとしておいた方がいいという関係については、意見が一致するように思いますからそのことは確認したいと思う。それをどう取り扱っていくかという問題ですが、僕は決議という関係にしておいたらいいと思うのですが、そういう取り扱い手順として整理させていただいたらと思いますが、どうでしょうか。

それは規則と要綱の一部改正の提案をして、その後でそれに付随して、いわゆる付帯決議をすることにしてはどうか、その前提にする問題としては8条、10条は既に追加されて直っていることを前提にした関係での今度の修正提案を出すということです。ただ10条については今直していくということにしたらどうかなと、今直していくんでしたら我々が提案することはなくなってくる。一応これはこのままに

しておいて、表現の関係、字句の修正を先にしておいて、改めてしてもらわないと仕方がないと思う。

会議規則の関係については、行政視察等派遣という関係で、いわゆる視察等が追加された部分を行政視察等と入れてこの文章を追加すると、つまり15章を1項起こすという関係になるだけですから、それに従って要綱の関係についてもいわゆる今回は行政視察等派遣という用語の訂正だけを中心にして1個ずつ整理するという考え方、そしてこの場合に一応手続き上の問題を言わないで、既に公布されている8条、10条については改正になったものとして、その関係を含めてその改正要綱を加えるということでの整理をしてしまおうということにして、9月議会には提起するというところでよろしいですか。そういうことにして付け加えて整理してもらいたい。

それでは9月議会の関係の理事者側の付議予定議案と議会側の提出予定議案の関係については、そのように確認し整理することにさせていただきます。

この際取り扱いの関係で申し上げておきたいと思いますが、行政側の付議議案の関係で、人事案件は例によって本会議初日に全て決定をするという手続きにしてもらいたいと思うのですが、それでよろしいですか。それと合わせて、今議論をいただきました斑鳩町議会の会議規則の一部改正の規則と要綱の一部を改正する要綱については、初日に議決をしておいていただきたい。それを受けて後の各委員会の視察についての計画書の作成と承認手続きの関係を最終日にこれを行うということにしたい。その関係の整理ができない状況で行くと曖昧になってしまう。そういう関係の整理方法を探りたいと考えていますが、それでよろしいでしょうか。

(委員了承)

委員長

それではこれらの関係については、初日の本会議で議決を求めることにさせていただきます。後それに基づく提案は最終日にするという

ことにいたします。

暫時休憩します。（午前10時25分）

委員長

再会いたします。（午前10時40分）

先に12月議会の関係について協議いたしましょう。ここに1案と2案が出ておりますが、日程的には特別委員会の関係が変わるだけで、特別委員会が会期日程に入れないといかんのかということではありますが、12月議会の日程の取り方について事務局より説明してもらいます。

事務局長

（別紙により説明）

委員長

ここで整理しておく必要があると思うのは、定例会についての特別委員会の扱いというのは、ここで入っています。ところがよく議論をしていただいたわけなんです、一番の問題は9月議会だけの特例としてああいうふうにさせていただいたというようになるのか、あるいはこの関係については、特に会期中に会議開催の要請が委員長からあったときに組み入れる。このところの扱いが必ずしもしない。この辺どう対応したらいいかが1番のポイントかなと思います。その点について整理をしていただきたいと思います。意見があれば教えてください。

里川委員

私は前回協議した中では、特に特別委員会については会期中に組み入れない、議会開会中に限らず随時必要のあるときに開催するというふうに認識しているところです。それでこのように組み入れられたということになると、委員長からの申し入れがあつてこういうようにされたのかなと思いますが、そのことがまだ委員長からないということであれば、確認をしていただきたいと思います。そういうことも含めまして、1案2案出ているのを見ますと、常任委員会を先に持ってきていただいております、特別委員会を後半にさせていただければ都

合がいいのではないかと思います。

山本委員 会期中に特別委員会をとすることは、委員長からの申し入れに基づいて決めていったというふうに、前回の中で認識していますので、12月の定例会の中で特別委員会へということは委員長からの申し入れということであろうかと思います。

日程ですが、私は2案の常任委員会を先にというのが筋ではないかと思います。

木田委員 特別委員会は必要に応じて委員長の申し出によって、この会期中でなしに開催された方がいいという考え方はあると思いますが、やはり都市基盤それから市町村合併もこれから大事な事業ですから、定例回中でなくても、1か月に1回2か月に1回という日程だけは取っておいてほしい。

委員長 ここでの今の状態では特別委員会というのは、定例会の日程で明確に組み入れておくという必要はない。むしろ委員長から開催の都合があれば入れるということの方がいいのではないかと思う。ある意味では都市基盤整備特別委員会にしろ市町村合併調査研究特別委員会にしろ、むしろ開催の関係は定期的に行えるような体制を取ってくれた方がいいのと違うか、もしそうであるとするならそれは各特別委員会の権限で委員会で判断される性格のものでありますから、議運でどうせいということにはならないと思う。しかし議運で定例日に入れないとするなら、そういう考え方も生かしながら対応していただくという考え方が述べられているということはいいと思うのです。

この時期になるのかならないのか、12月17日頃だったら、こんな時期にはならないですね、1月になりますね。市町村合併でいろいろあるけれど、そのことを総括するための委員会なら…

一応このように18日間の日程を組んでおいて、16日、17日を空欄にしておきましょうか。もし申し出があればどちらかに入ってく

るとということにして、2案の関係の日程を組み入れておくということにしましょうか。

(委員了承)

委員長 次に、委員会のあり方の関係について議論をお願いしたいと思いますが、その他の関係で何かありますか。

委員会のあり方について、先日私の方から提言いたしましたね。議題にさせていただくように、これは試案ですので了承してください。

続いてこの関係について議論したいのですが、問題は委員会を何とかしようという方向で見直していかなければならないという関係についてはみんな意見の一致するのかなと思いますが、2つにする意見と3つにする意見、あるいはどう統合したらいいかという意見が出ていませんので、そこをきちっとしておかないといけませんので、委員会のあり方についてどういう視点で検討していくべきなのかという関係についてももう少し議論をしてもらえませんかでしょうか。

山本委員 私どもの委員会中心主義ということについて、これまで議員をしてきた中でとっても評価できるものだというように思っていて、限界があるが一定の議論はされてきたと思っておきまして、そういう意味では委員会主義を基本とする議会の運営、委員会についても全体的な力量の中で進めていきたいという思いがあります。ただこれまでの中で行政との関係で、やっぱりなかなか私たちが思っている委員会中心主義のような議論ができてきたのかという面があります。それは事後承認に近いような形で提起をされてしまっている傾向がやや合ったような形があって、それが必ずしも委員会として質問したりとかできなくて議論がしにくかった状態があるように思います。それで今問われているのは3常任委員会制を改変して2常任委員会制に変えていくんだということについて、私は一定頭では理解できるのですが、やってみたら一体どんな状態が起こりうるのだろうかというのがもう一つ

不安で、実は意見を求められれば、その部分について率直に意見が言えないというのはそこにあります。たとえば都市基盤整備委員会を廃止して、建設水道常任委員会に統合して行くんだということについては、頭の中ではすごくよくわかるし、仕事の分担分野からしてもそれは多分望ましい姿ではないかと思うのですが、でも実際のところ都市基盤整備委員会に入っていこうとするときは、建前で言われていたので、バイパスについて推進していく委員会だと一方で言われていると、そしたら推進していくという立場が基本的にないという委員さんが仮におられて、そういう立場を堅持されている議員さんもいらっしゃるわけで、なおかつ新しい議員さんも生まれていくということを考えれば、そういう方たちは建設水道常任委員会に入っていくにくい事情が一方でできてくるのではないかと思う。私たち斑鳩町の委員会の中では今までもなかったし、今後も堅持されることはないだろうというように思うかわかりませんが、何か別な動きが働いてその委員会を固めてしまうということが仮に起こってきたら、人数的には2つの常任委員会の中ですから、その1つの委員会が固められてしまったときには、本会議との関係でどうなるのかいろいろ思うと、そういうことはあり得ないだろうと思いつつも、今後起こりうることについて、自分の中でもまだ整理ができないというのが本音です。

木田委員 今の委員会で意見を言う人は少なくなって、委員会自体は午前中に終わってしまうという状況の中では、いろんな意見を集約するについてもとにかく早く切り上げてというふうな感じに思えて仕方がない。だからもう少しみんな勉強してやっていかなければならないと思う。最近の委員会は昼前に終わってしまうという状況の中で、意見を言う人も限られてしまうということになれば、そういうことになったら2委員会でもいいのかなと、しかし私はずっとそれに慣れてきているからかもしれないが、やはり常任委員会の方が深く掘り下げられていいのではないかと思う。

里川委員

今まで3常任委員会で慣れてきているのを2つにしたときどうなのかということの不安であるとか、判断が今現在つきかねているという状況があるのかと思います。前回の委員会でも皆さんのご意見が多かったのが、今回視察に行くところがちょうどそういうところへ視察させてもらうので、また視察に行つて勉強させてほしいというようなご意見が多かったように思うから、私も実はどうなのか迷いがある状態で、どうなのかははっきり言えない状態です。

委員長

率直に言わせてもらうと、今言われているような皆さんの感覚ではいつまでたっても議会は良くなれないと思つているのです。現状で不満を持ちながらもなおかつそれをどうしていったらいいかという体制について、こうしたらという形のものを出していけない、そういうことである限りずっとそのままにいつてしまう。まだ5人6人の定数が確保されている状況の時にはよかったかわかりませんが、それが欠員になってきて本当に委員会の形成になってきているのかどうか。僕は議論になっていないと思う。ただ報告を聞く会であつてみたり、あるいは採決要員になってみたりという形だけの役割になっていてはしないか。それを改めるためにどうすればいいのかということになって、僕は委員会主義というものについて議論をきちつとする、そしてお互い既定概念にとらわれない発言をする。いろんな発言を公平に聞く審議をする、その中で一致を求め努力をする。どうしても一致ができないものについてはその違いを明確にするという形で、町民の期待に応えていくという形が本来的だと思うし、たまたま前回は2つにしたら8・8になるから本会議の機能を失うと言われていますが、僕はそうはならないと、むしろ従前以上に委員会は緊迫度を持つし、議論は深まっていくはずと思つている。緊迫感というのは議員だけでなく、理事者側の緊迫感も深めていくということになる。これは多種多様な意見が出てくるわけですから。どっちにしても反対があつたとしても決まるんだという関係の取り組みの状況と、どっちにいくかわからんという関係とは随分違ふと思う。そういう意味で、斑鳩町の構成から言

うと、よっぽど議論を深めて委員会が一致するという関係はありがたいことだと思う。そういう努力をお互いしなければならないと思う。そのためにも議会全体の空気を察する必要ができて来るであろうし、その中で意思表示がすることができるではないか。それで委員会で満場一致になって決まっても、本会議全体を押さえることになったとしても、そうではなくそれは結構なことだと、今でもそうで委員会主義で委員会に付託しているのですから、その付託結果を尊重しようということで、本会議で満場一致で決まることはいくらでもあるわけです。その場合に発言は制約するのかというと、制約している状態でもない。本会議はむしろある意味ではけじめをつける場所ということから、ルールに従ってきちっと制度を踏むという関係で、ある意味では形式的だと思うのです。しかし委員会で議論をしたら、その反対賛成の意見はもっときちっとしたものがあると思うのです。委員会の審議の状況を把握しながら論議が出来ると思うのです。今の場合は本会議で賛否の討論は必ずしもそうなるとは言えないと思うのです。ただ言えることは止めておけということにはなっていないわけです。本会議で発言をまったく制約していないということから言ったら、別に本会議を制約するということではない。ところが委員会で不十分なので、本会議でも不十分、それにみんな慣れっこになってしまっているということにありはしないのかどうかと思う。私は総務委員会に所属していますが、総務だけのことであって、外の関係についていろいろ議論を聞くと、そういう議論が尽くされていないと、そうするとそれぞれの委員会で論議が十分尽くされてきたとは思えない。むしろ論議なしで決まっていたと。こういうような関係で本当にいいのかどうか。

先ほど特別委員会の関係を言われました。この関係でも今の都市計画整備特別委員会の関係についても、個人的には聞く会に終わってしまっていると思う。報告を受けて感想だけを述べるということに終わってしまっている。なにを積極的に推進することになっているのか。今のような状態であっていくと建設水道常任委員会でも何も議論することはなくなってきている。今何があるかというと、水道は一応軌道に

乗って山を越してきていると、その状態をどう持続していくかということであるから、特に今大きな課題はない。下水道も工事の段階でありますから、その分については特にはない。これからの関係、費用の関係で住民に直接関わっていく問題の議論がどれだけ尽くされているか。実際尽くされていないのではないか。今は単に理事者側が提起してくるのを待っているだけ。もってきたものについてああでもないこうでもないと言っているだけのことに終わっている。ということで、形だけで午前中だけで終わってしまうということになってしまうと思う。継続審査事案にしているけれど継続審査事案について一言も発言せずに終わってしまうという事案ばかりですね。藤ノ木の関係にしても。そういう関係の委員会を開いているのです、今。本当にそういうことになっていいのかどうか。自らも骨抜きにしていないか、そして委員会だけ分散していないかと思うのです。

もっと起こっている事象の関係について深く議論をする、あるいは議員は理事者側の提案の関係についても、本当に掘り下げて議論をすることができているのか、できていないと思う。資料1つを見てもそうなんです。極端に言う人は議員を半分減らしていいやないかと公言してる人もいる。それはどうなのかと言うと、役割を十分果たしていないという指摘だと思うのです。そういう関係であって、16人にであっててもそういうことなのです。3人や4人でいろいろ言ってみても限度がある。だからそれを8人9人の関係で議論をしたらどうなるのか、そして委員会の形式はその程度のことが必要ではないのか。3人や4人では本当に不十分だと思う。今一番求められている関係について、全体我々がそれを打開していくということになっていない。一番これは嫌らしいことかわかりませんが、通常の関係については委員会で議論をいろいろしています。ところがもっとも内輪の関係の議会同士の関係になってきますと、別のところでものが決まってしまうと。人事の関係でも。それこそ数の上できちっと整理されてきますから、いくらあがいても抵抗してみても仕方がないということになって、どんどんどんどん決まってくる。そういう形のものはあると思う。議会

の人事の関係で。だからそういうふうなことについて、本当に全体で議論をしながら、いろいろ意見を租借しながら配慮していくという関係になっていったらいいですが、そうではないわけですね。今までの関係を見てきてもそう思う。倫理条例の関係なんかはそうですね。議会自らの問題なんです。ですけど数で押し切るという形のものになったことは事実です。お互い意地の突っ張りあいみたいな感じになったことも事実です。どこかで一つの一致点を見いだすか、ひとつのものにしようという努力が全然なかった。それはなぜなのか、そんなものしなくても数でということになって、ああいうことになってしまった。そういうことになっているということをお互い議会の方もきちっと尽くしていることになるのかと言ったら、なっていないと思う。だからそういう意味から言って、8・8の関係は議会にとってぎりぎりの線だと思う。それは委員会としても限度ではないかと思う。その関係については本会議、委員会の関係双方を制約する用件にはなっていない。むしろお互い表向きにはないのですが、内部的にいろいろ行われている会派的な関係のものが大きく左右されてこういう状態になっていくという要因はないのかどうかということ率直にこれは反省し指摘する必要があるのではないかと思う。だから反対は反対であったにしても議論を十分尽くされたということであつたら、それで満足感を覚えるぐらいの議論を今までしているのかと、していないですよ。僕はそここのところにもっと整理をする必要があるように思うのです。

現状3つの委員会がどうしても必要だと言ったら、どういう持ち方が出きるのかと、2つではどういう打開の方策が見いだせるのかと。ということについてもっと突っ込んでお互い考えていくという努力をしなければいけないと思う。だから議員提案などはなかなかできにくいという関係はそこら辺にあると思う。もう少し我々主体性を持っていくということを考えないと、口先だけで住民から信頼されるといいながら、本当にそうなのかなと。信頼されるというよりも、評判がいいというのはできるから評判がいいのか、愛想がいいから評判がいいとかいろいろあると思います。我々は人気役者ではないわけですから。

人気役者になりつつあるような傾向がありはしないか。それでは議会の本質が見失ってしまってきているのではないかと思う。そういう意味からこういう関係を何時までも続けなければならないのか。今はぎりぎりのところですけど、そういうことを抜きにしていわゆる議長、各委員会の任期の関係だけを1年交替ではなしに2年にしたらどうなるかこうなるかという議論はナンセンスだと思う。一体それらはどこから出てくるのかと、本当にそのことでないために今言っているような弊害が出ているというようななるのかどうか。僕はそうでないと思う。僕は、委員長はどうあるべきなのか、議長としてどうあるべきなのか、議員としてどうあるべきなのかということについてもっと議論すべきだと思う。説教めいたことを言って申し訳ないのですが、そういう視点に立って皆さんが議論を深めてもらうことにならんのかどうか。

木田委員 一人の議員が2つの委員会に所属するという方法はとれないのかどうか。

委員長 それはいろんな議論の過程においてはあると思っている。だからその意見が出てくることを待っているのですが、出てこない。

木田委員 それができるのであれば3委員会でもいいのではないかと思う。どうしても2つということになれば…

委員長 僕が承知している法規制の関係では必ず議員は1つの委員会に入らなくてはならないという規定はあるけれども、2つ以上に入ってはいかんという関係はないから、必ずしも拘束された問題ではないのと違うかと思っているのです。

今ここで結論を出そうとは思いませんが、議論をしてもらうために、あるいは検討するための材料になっていけばいいと思っている。3つということにしたときにどう考えられるのか。16人の関係を3つの

委員会でさらに強化をするということが可能であるとしたら、どこまで可能であるのか。僕は7人と思っている。7人となってくると21人です。そうすると1つはみ出すわけです。その関係についてどうなるのかという問題が出てくる。それは今まで全国的に例があるように議長が一応就任するけれど辞退をして構成に入らないということで打開ができるのではないかという考え方がある。だから各委員が2つの常任委員会に所属をするということを前提にしてものを考えるという考え方がないこともない。

考え方としてはどういうところで一致できるかということ。2つにするのなら今の考え方と3つにするのならそういう考え方と方法としては絞られるのではないかと思う。どうしても2つにこだわりがあって3つ要るのだったら、そういうことを考えていくことが可能なのかどうかということも検討の材料にしなければいけない。

その辺のところをさらに深めて議論をしていくと、そして今度視察もあることですから、機会があることにあらゆる角度から議論を進めていくことにしましょうか。今日はこの程度にしておきましょう。さらに引き続き協議をしていくことにいたしましょう。

委員長

会議規則改正の提出の関係は議運の委員の連名で出すことにして、提案者は誰にしますか。

ないのでしたら私がすることにいたしましょうか。

今度議員決議や意見者はありませんか。ないようですね。

それではこれで終わっておきます。（午前11時45分）

